

令和2年2月28日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休校措置について

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、27日、政府は、多くの子どもたちや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について来週3月2日から春休みまでの臨時休業を要請しました。

これを受けた春日井市では、感染の流行を早期に終息させるために、極めて重要な時期であるという考え方の下、今後は以下のような対応をさせていただきます。

記

《臨時休校の措置について》

- 1 期 間 3月2日（月）～3月24日（火）
2 過ごし方

- ・ 健康記録表に毎日記録するとともに、十分な睡眠、バランスのとれた食事を心がけてください。
- ・ お子さんの様子をよく観察し、発熱等の症状が出た場合は、学校に連絡をしてください。また、次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます)
 - 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

帰国者・接触者相談センター：春日井保健所 電話31-2189

(平日：午前9時～午後5時、夜間・土・日・祝日：オペレーター（24時間）体制)

- ・ 感染防止のため原則自宅待機してください。やむを得ず外出する場合は、人混みを避ける、マスクを着用など感染防止にくれぐれもご注意ください。
- ・ 休み中、学校からの連絡があることもありますので、緊急メール及び学校ホームページを確認するようにしてください。

《卒業式について》

小学校、中学校とも予定通りの期日に実施します。既にお知らせしている通り、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、児童生徒に限らず、保護者の方も参加を見合わせていただきますようお願いします。

《修了式について》

小学校、中学校とも予定通りの期日（3月24日）に実施します。発熱等の風邪の症状が見られる場合は、出席を見合わせてください。

《その他》

休校期間中に、必要最小限の登校日を設ける場合もあります。発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校を見合わせてください。